

「いわて若者カフェ」企画・運営等業務

業務仕様書

令和 4 年 2 月
岩 手 県

「いわて若者カフェ」企画・運営等業務仕様書

1 業務名

「いわて若者カフェ」企画・運営等業務

2 委託期間

委託契約締結の日から令和5年3月31日までとする。

3 本業務の概要

(1) 趣旨

東日本大震災津波からの復旧・復興に当たり、多くの若者が、まちづくり、NPOやボランティア活動などに参画し、復旧・復興に大きな力を発揮している。

一方、若者の地元志向は強いものの、進学期、就職期の若者の転出による社会減が続いており、多様な分野で活躍できる環境づくりが必要である。

このような背景を踏まえ、県では、若者同士の交流を一層促進し、若者の主体的な活動を支援する場として、いわて若者カフェ（以下「若者カフェ」という。）を平成29年7月に開設した。

本業務は、若者のニーズや課題等を的確に捉え、若者の主体的な活動の活性化につながる優れた企画提案を公募することにより、若者カフェを中心とした若者への継続的な支援を図るものである。

また、通年型の若者カフェの取組と県内各地域で若者の活動支援に取り組んでいる団体・活動場所が行っている取組を連動させ、イベントで生まれた出会いやアイデアを一過性に留めず、次の活動につなげる環境づくりを目指すものである。

(2) 施設概要

ア 名称：「いわて若者カフェ」

イ 場所：岩手県盛岡市内丸11-2（岩手県公会堂 地下）

ウ 開館日時：火・水・木・金・土曜日 午後1時30分から午後7時30分まで

エ 休館日：月・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（昭和23年法律第178号）及び12月29日から翌年1月3日まで

※ その他の休館日については、受託者と協議の上、別途定める。

※ 都合により、休館日を変更することがある。

オ 利用スペース

| 名称 | 主な用途 | 定員 |
|-----------|----------------------------|-----|
| イベントスペース① | 若者団体が主催するイベント、団体間の意見交換・交流等 | 20人 |
| イベントスペース② | 若者団体が主催するイベント、団体間の意見交換・交流等 | 10人 |
| 交流スペース | 若者団体間の意見交換・交流等 | 8人 |
| 情報発信スペース | インターネットによる動画配信等の情報発信等 | 5人 |

4 本業務に係る基本的考え方

(1) 共通事項

ア 若者の主体的な活動の活性化

多くの若者が若者カフェに集い、交流やネットワークづくりが促進され、若者の主体的な活動の活性化に資するものとする。

イ いわて若者カフェの利用促進

日常的な若者カフェの若者団体・個人による利用が促進されるよう、各業務内容について、効果的な工夫を盛り込んで実施すること。

ウ 県内の若者団体・活動場所の取組との連動

県内の若者団体・活動場所の中から連携拠点を選定し、若者が身近な地域で交流や相談がしやすい体制づくりを行うこと。

なお、連携拠点の役割については、「5- (2) 連携拠点の提案」を参照のこと。

エ 他の若者活躍支援の取組※との連動

本業務の実施に当たっては、若者カフェの利用促進や若者の活動の活性化等に資するよう、「いわてネクストジェネレーションフォーラム」など他の若者活躍支援の取組と連携すること。

※他の若者活躍支援の取組

(1) いわてネクストジェネレーションフォーラムの開催

若者が地域の課題解決や自己実現を目指して、自由な発想で考え、話し合い、次への活動に繋がられるよう、地域づくり、ボランティア、起業、文化等の多様な分野で活躍する若者の交流の場として開催

(参考) 「いわてネクストジェネレーションフォーラム」ホームページ

<https://iwatenextgene.com/>

(2) 「いわて若者アイデア実現補助金」及び「若者文化振興事業費補助金」を活用した若者団体の活動支援

(参考) 令和3年度「いわて若者アイデア実現補助金」の採択団体

岩手県ホームページから「若者アイデア補助金」で検索

(参考) 令和3年度「若者文化振興事業費補助金」の採択団体

岩手県ホームページから「若者文化振興事業費補助金」で検索

(2) 本業務で対象とする「若者」及び「若者団体」

本業務で対象とする「若者」は、おおむね15歳から40歳未満とし、「若者団体」は、当該「若者」が主体となって活動している団体をいう。

5 委託業務内容

本業務の委託内容について、次に掲げる各項目が効果的かつ円滑に運営されるよう実施すること。

(1) サポートスタッフの配置

ア 概要

若者カフェにおいて、予約管理、窓口対応、施設管理、その他運営に係る基本的な業務等を担当する人材

イ 配置期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

ウ 勤務時間

午後1時から午後7時45分まで（休憩45分含む）

※ 都合により、勤務時間を変更することがある。

エ 勤務場所

いわて若者カフェ

※ 都合により、勤務場所を変更することがある。

オ 配置人数

1人

※ 代替人員として複数名による対応可（勤務シフトを事前に県に報告するとともに、確実に業務を引き継ぐこと。）

カ 必要なスキル等

窓口対応等の対人スキル、文書・表計算等（Word、Excel など）の基本的なパソコン操作、その他一般的な事務処理能力

キ 業務内容

(ア) 窓口対応

来館者の対応、施設案内、電話対応等

(イ) スペース予約管理

各スペースの利用について、予約システムを通じた受付及び管理

(ウ) 施設管理

① 各スペースの管理

利用スペースの物品等の整理整頓、配架・掲示物の更新及び管理

② 物品の貸出管理

スペースの利用団体への備品の貸出管理及び整理整頓

③ 施錠・解錠等業務

開館時及び閉館時における施錠・解錠、鍵の管理等

(エ) 若者カフェの利用促進

若者カフェの利用者、イベント参加者、県の若者活躍支援施策に関わりのある若者団体などに対し、若者カフェの継続的な利用やイベントへの参加を促すための工夫を行うこと。

（例）若者カフェのトピック、イベント情報等を定期的にメール配信

(オ) アンケートの実施及び集計

来館者にアンケート調査を依頼し、結果集計等の処理を行うこと。

(カ) その他

その他若者カフェの運営上必要な業務については、県と協力しながら実施すること。

ク その他

受託者は、業務時間中は委託業務に専念するとともに、適宜、県と連絡・調整を図りながら、適切な対応を行うこと。

(2) 連携拠点の選定

受託者は、県内にある若者団体・活動場所の中から、パートナーとなる連携拠点（県北沿岸地域3カ所、県南地域1カ所）を提案すること。

なお、連携拠点の役割は次のとおりとし、若者活躍支援の取組を若者カフェ等と協働して実施するものであること。

- ① 若者カフェとの協働によるカフェミーティング等のイベントの実施
- ② 代表者のカフェマスター（※）への就任
- ③ 通常の活動の中における地域内の若者団体・活動場所等との情報共有や地域内の若者活動を盛り上げる取組の実施

※ カフェマスターとは、県内外の各分野で活躍し、豊富な経験や多様なネットワークを駆使しながら、若者のニーズや課題等に応じて柔軟に若者をサポートする人材のこと。

なお、令和4年度はこれまでのカフェマスターの体制を一新し、新たに7名のカフェマスターを配置予定。このうち4名については、受託者から提案があった当該業務の連携拠点として活動する若者団体・活動場所等の代表者を候補として、その他の3名については、全県的な活動を行っている若者の中から県が選定し、依頼する予定。

(3) イベントの開催

本業務の実施に当たっては、受託者はパートナーとなる連携拠点（県北沿岸地域3カ所、県南地域1カ所）と協働した取組を実施すること。

ア カフェミーティング（仮称）の開催

(ア) 趣旨

若者の主体的な活動が活性化するように、まちづくり、デジタル、起業など若者が関心を持つテーマを設定し、カフェマスター※やテーマ等に精通した専門家を講師に迎え、講師による講話のほか、イベント参加者を交えた意見交換や交流等を行うもの。

(イ) 開催回数

全12回

（いわて若者カフェ主催イベント：8回、連携拠点との協働イベント：各1回×4カ所）

※ 連携拠点との協働イベントについては、連携拠点の意向を踏まえるとともに、若者のニーズを反映させた内容とすること。

(ウ) 講師

- ・ カフェマスター（1人1回程度を目安に実施）
- ・ その他講師

(エ) 開催規模

20人～100人程度

(オ) 進行管理

当日は、ファシリテーター等の進行役を配置し、円滑な運営に努めること。

(カ) 自由交流について

カフェミーティング終了後に、講師や参加者同士が自由に交流できる時間を設けること。

(キ) その他

- ・ ZOOM ミーティング等を活用し、各回オンラインでの参加を可能とすること。

- ・ いわて若者交流ポータルサイト（コネクサス）の公式フェイスブック、公式ツイッター等に掲載するバナー画像を各回作成するなど、効果的な広報を行うこと。
- ・ 受託者は、企画立案、会場確保（出張開催分）、開催案内、イベント参加者の確保、カフェマスター等講師との日程調整、運営（安全管理を含む）、アンケート実施など、業務全体を統括し、開催に当たって必要な業務の一切を行うこと。
- ・ カフェマスター等の講師の報償費及び旅費については、県の規程を参考に受託者が負担すること。
- ・ 受託者は、終了後は実施結果を記載した報告書等を作成し、県に提出すること。なお、記載事項、提出期限等については、県と協議の上、定めるものとする。

イ 若者交流ミーティング（仮称）の開催

（ア）趣旨

地域課題等の解決に向けて、若者の意欲や主体的な活動が活性化されるよう、県内外で活躍する講師等を招聘し、イベント参加者による体験や実習を通じて、若者同士の交流や若者活動交流拠点間のネットワーク形成を促進する。

（イ）開催回数

全4回（出張開催。うち2回は県北沿岸地域での開催とする。）

（ウ）講師

本業務の趣旨に沿って、様々な分野において活躍する県内外の講師を選定すること。

（エ）開催規模

30人～100人程度

（オ）開催内容

イベント参加者の体験型・実習型イベントとして、若者が交流やネットワークを深めながら、若者の活動の活性化に資するテーマや実施内容等とすること。

（例）大学生と各地域の若者団体・活動場所等との交流会、連携拠点をはじめとする若者団体・活動場所間のネットワーク形成を目的としたセミナー等

（カ）進行管理

当日は、MC、コーディネーター等を配置し、円滑な運営に努めること。

（キ）その他

- ・ ZOOM ミーティング等を活用し、オンラインでの参加等も工夫すること。
- ・ いわて若者交流ポータルサイト（コネクサス）の公式フェイスブック、公式ツイッター等に掲載するバナー画像を各回作成するなど、効果的な広報を行うこと。
- ・ 受託者は、企画立案、開催案内、イベント参加者の確保、講師等の人選及び日程調整、運営（安全管理を含む）及びアンケート実施など全体を統括し、開催に当たって必要な業務の一切を行うこと。
- ・ 講師やMC、コーディネーター等の出演者に係る報償費及び旅費については、受託者が負担すること。
- ・ 受託者は、終了後は実施結果を記載した報告書等を作成し、県に提出すること。なお、記載事項、提出期限等については、県と協議の上、定めるものとする。

(4) 情報発信

本業務の実施に当たっては、県内で活躍する若者の活動内容等について、若者向けの広報媒体を活用するなど県内外の若者に広く発信すること。

ア いわて若者カフェ情報誌の作成

県内の若者団体や活動場所、いわて若者カフェを含むその他若者活躍支援施策などを広く周知するため、印刷物を発行し、主に若者団体や関係機関等へ配布するもの。

| | |
|--------|---|
| 1 名称 | いわて若者カフェ情報誌の制作・発行・配布 |
| 2 発行名義 | 企画・発行：岩手県 編集・印刷・配布：受託者 |
| 3 業務内容 | いわて若者カフェ情報誌の制作・発行に関する次の事項 (1) 企画構成（タイトル含む） (2) 若者の活動支援を行っている若者団体や活動場所の調査 (3) 取材の実施 (4) 原稿の作成 (5) 写真等の手配、デザインの実施及びその他編集 (6) ワリツケ・校正その他編集 (7) 県の確認・調整に伴う作業 (8) 印刷製本及び電子データ作成 (9) 配布、納品 (10) その他情報誌の制作に必要な事項 |
| 4 規格等 | (1) サイズ・頁：A5判・8頁程度 (2) 刷色：4色カラー（写真等を含む） (3) 発行部数：5,000部（発行の時期については県と協議・調整すること） ※ 上記規格に限定するものではなく、紙面構成等に応じた調整を行うこと。 |
| 5 企画 | いわて若者カフェの概要やカフェマスターのほか、県内にある若者団体・活動場所の紹介など、幅広い年齢層を対象に、わかりやすい誌面構成となるよう企画提案すること。 なお、受託者は紙面構成等の詳細について、県と協議の上、制作を行うこと。 |
| 6 成果物 | (1) 印刷製本した情報誌 (2) 電子データ（形式は、県と協議の上、決定すること） |
| 7 その他 | (1) いわて若者カフェの情報のほか、県の若者活躍支援施策に係る情報を集約して掲載すること。 (2) 製本した情報誌の一部については、大学・専門学校・高校等の関係機関のほか、若者団体等への配布を行うこと。 (3) 必要に応じ、県が所有する写真、画像等の素材を提供するものとする。 |

イ コネクサスによる情報発信

企画立案、取材、原稿作成・編集、掲載、公式フェイスブック・ツイッター・インスタグラムの運用、ポータルサイトの広報・団体登録促進など、情報発信全体を統括し、必要な業務の一切

を行うこと。

(ア) 岩手県内で活躍する若者の特集企画の実施

- ① 特集企画には、委託期間中 12 名以上を取り上げるとし、効果的な情報発信となるよう実施すること。

なお、発信方法については、特集記事（いわてつがく）として 6 名以上掲載するものとし、残りについては自由提案とする。

（掲載例）・県の若者活躍支援施策に関わりのある若者団体等の記事

・県の若者活躍支援施策（ネクジェネ等）の記事

- ② 取材対象は、活動分野、活動地域等に偏りがないよう配慮すること。
- ③ 出演者（若者）については、県の若者活躍支援施策に関わりのある若者団体等を中心に選定することを想定していること。
- ④ 受託者は、企画立案、出演者との連絡・調整、編集など、全体を統括し、開催に当たって必要な業務の一切を行うこと。
- ⑤ 出演者等に係る報償費及び旅費が生じる場合は受託者が負担すること。
- ⑥ 受託者は、県が所有する配信機材を無償で使用することができる。

(イ) ポータルサイトへのアクセス・団体登録の促進

- ① 若者の動向や興味を的確に捉え、アクセス促進のための工夫を行うこと。
- ② ポータルサイトの周知を含め、団体登録の促進を効果的に行うため随時 PR することとし、若者の興味をひくような企画を実施すること。

(ウ) 公式フェイスブック・ツイッター・インスタグラムでの情報発信

いわて若者カフェの紹介、イベント告知、コネクサス登録団体の PR、ポータルサイトへの記事掲載と連動した投稿など、若者向けに幅広い内容で効果的に情報発信すること。

特に、ネクジェネの開催告知や参加募集のほか、ネクジェネホームページや SNS との相互リンクを行うなど、他の若者活躍支援施策と連動した情報発信を展開すること。

ウ より幅広い年代への情報発信

すべての世代で若者を応援し、若者とともにより岩手を盛り上げていく機運の醸成を図るため、普段インターネットをあまり使わない層も含めた幅広い年代に対して、若者活躍等に関する情報発信を行うこと。

(5) その他自由提案

本業務の効果を高めるための自主事業として、予算額の範囲内で行うこと。

（例）既存の若者主催イベントとのコラボ企画、情報番組での紹介など

※ 実施時期、内容等の詳細は、県と協議の上、決定すること。

(6) 月例打合せ

受託者は、県と緊密な連携の下、本業務に係る情報共有を図るため、進捗状況や企画内容等について、毎月 1 回、県との打合せの機会を設けること。

※ 受託者は、打合せ日時、場所等について、県と調整すること。

(7) 利用実績報告等

ア 利用実績報告書

開館日ごとの来館者数(団体数)、利用状況等について、月単位で取りまとめた利用実績報告書を県に提出すること。(様式は県が別に定める。)

イ 業務日報

サポートスタッフの勤務日ごとに記載した業務日報について、1週間単位で取りまとめの上、県に提出すること。(様式は県が別に定める。)

※ 上記の提出期限等については、県と協議の上、定めるものとする。

(8) 成果品

本仕様書の内容に従い、全ての業務の完了後は、実施報告書(イベント報告書、アンケート集計、記録写真等)を書面及びデータ(DVD等)で各1部提出すること。(宣伝・広報の実施結果及びイベントに参加する若者に関する情報を取りまとめたものを含む。)

なお、上記内容の一部について、事前に提出の求めがあった場合は、県と調整の上、提出するものとする。

(9) 費用

本業務の実施に要する費用については、すべて受託者が負担するものとする。

(10) その他

ア 本仕様書に記載のない事項や、業務の実施に関して疑義が生じたときは、直ちに県に相談し、県と受託者との協議の上で、対応するものとする。

なお、業務遂行に支障を生じる事態等が生じた場合は、直ちに県に連絡するとともに、必要な措置を講ずること。

イ イベント等の開催に当たっては、公序良俗に反しないものとし、事前に運営マニュアル(シナリオ)を作成して、運営に要する人員を会場に適切に配置するなど、円滑な開催に万全を期すること。

ウ イベント等の開催に当たり必要な法的手続は受託者が把握し、申請手続は県と協議すること。

エ 費用の積算に当たっては、開催に必要な費用一切を見込むとともに、積算の内訳を明確に記載した費用積算内訳書を提出すること。(資料3「企画提案書作成要領」を参照)

6 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは運営等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、上記アに該当しない限りにおいて、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項について県に文書で協議し、了承を得なければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明

示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって県に帰属する。

なお、本業務の実施に当たっては、受託者において映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理を行うこととし、これらに関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応するものとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約期間終了後においても同様の扱いとする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

(6) 企画・運営に際しての公平性の確保

受託者は、業務を実施するにあたり、岩手県公会堂が公の施設であることに鑑み、特定の団体や個人に利益又は不利益となることのないよう公平性に留意すること。

(7) 第三者に及ぼした損害

委託業務の運営について第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち県の責に帰すべき事由により生じたものについては、県が負担する。

(8) 環境保全

委託業務の運営に当たっては、電気などの効率的利用、廃棄物の発生抑制、リサイクル推進等環境への配慮を行うものとする。